

特定非営利活動法人 わごころケアセンター ボランティア受入規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、わごころケアセンターが運営する施設（以下「施設」という。）におけるボランティアの受入れにより、施設の利用者の生活並びに施設と地域の交流の充実を図ることを目的として、受入れ及び活動等について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、ボランティアとは施設の要請に応募した者及び本人からの申出があった者であって、次のボランティア活動の原則を踏まえた者をいう。

- (1) 活動が個人の自由意志に基づくこと。
- (2) 精神的報酬を得る活動で、金銭の報酬を期待しないこと。

(ボランティアの受入方法)

第3条 管理者は、ボランティアを受入れるときは、ボランティア申出者から、あらかじめ活動可能な期間、内容等の活動希望を確認し、必要により活動希望書等の提出を要請する。

- 2 管理者は、前記の活動希望を受理した後、当該ボランティア活動等の内容を検討した上、施設運営に支障がないと認めるときは、ボランティアを受入れることができる。ただし、管理者は、ボランティアを受入れることが施設運営上適当でない認められるときは、ボランティア申出者に対して、理由を付して受入れを拒むことができる。
- 3 管理者は、ボランティアを受入れる場合、施設及びボランティア申出者が互いに守るべき内容について確認するために、ボランティア活動の確認書（別紙1）及び誓約書（別紙2）を交わすものとする。

(活動への協力)

第4条 管理者は、ボランティアを受入れるときは、活動に対して次の各号に掲げる協力を行う。

- (1) ボランティア申出者に対し相談及び助言を行うこと。
- (2) ボランティア活動の場所を提供すること。
- (3) 給食等食事の提供を行うことが可能な場合は、食事の提供を行うこと。
- (4) その他管理者が特に必要と認めること。

(活動の注意事項)

第5条 施設は、ボランティア活動を行う際の注意として、次の各号に掲げる事項をボランティア申出者に要請する。

- (1) 自分にあつた無理のない活動を選ぶ。
- (2) 集合時間等、約束の時間を守る。
- (3) 引き受けた活動の実施について責任を持つ。
- (4) 関わりをもった入所者の個人情報を守る。
- (5) 対等の立場で行動する。

(活動の内容)

第6条 施設は、ボランティア希望者が参加できる活動として、次に掲げる内容を要請する。

(1) 児童福祉施設例

- ① 入所者の食事、入浴等の生活介助、保育、訓練の手伝い。
- ② 遊び相手、学習指導、水泳介助、レクリエーション指導。
- ③ 施設内外の整備、清掃、洗濯の手伝い。
- ④ 夏まつり等の準備や参加、夏期合宿等の手伝い。

(2) 保育所例

- ① 入所者の食事、保育等の手伝い。
- ② 遊び相手、プール遊び、レクリエーション指導。
- ③ 施設内外の整備、清掃の手伝い。
- ④ 夏まつり等の準備や参加、夏期合宿等の手伝い。

(3) 自立支援費施設例

- ① 食事、入浴等の日常生活における介助。
- ② 散歩同伴やレクリエーション参加、サークル活動の手伝い。
- ③ 作業訓練への参加。
- ④ 施設内外の整備、清掃、洗濯の手伝い。

(4) 高齢者福祉施設例

- ① 食事、入浴の介助、話し相手、歩行介助等、日常生活における入所者の世話。
- ② クラブ活動、リハビリ訓練の手伝い。
- ③ 洗濯物の整理。
- ④ 入所者居室の清掃等。

2 上記以外の活動の必要性が生じた場合や、ボランティア申出者により提案

された新しい活動等については、施設とボランティア申出者で調整を図りながら実施する。

(ボランティアの実費負担)

第7条 管理者は、活動への協力として食事の提供を行ったときは、ボランティア申出者から給食原材料費相当額の負担を求めるものとする。

(実費弁償費の支払)

第8条 管理者は、ボランティア申出者が活動の準備等にかかった費用相当を弁償するため、次の範囲で実費弁償費を支払うことができる。

- (1) ボランティア活動に要する交通費の実費
- (2) 施設外行事でかつ1日のうち6時間を超える活動の場合、1日あたり3000円以内
- (3) その他利用者の外出付き添い等一定の準備と責任を伴うと判断される活動の場合、1日あたり3000円以内

(活動中の事故防止等)

第9条 管理者は、ボランティアを受入れるにあたって、事故等の発生を防止するため、ボランティア申出者に対し、あらかじめ注意事項を伝えるものとする。また、ボランティア申出者が注意事項を遵守しない場合は、活動を中止させることができる。

- 2 管理者は、ボランティア活動中の事故等に対応するため、ボランティア保険及び行事保険（傷害保険及び賠償責任保険）に加入手続きを行う。
- 3 前項の保険料は施設が負担する。

(ボランティア申出者の健康診断)

第10条 管理者は、ボランティアの受入れにあたって、ボランティア申出者の検便による細菌検査結果等の報告書の提出を求めることができる。

(個人情報等の保護)

第11条 管理者は、ボランティアの受入れにあたって活動により知り得た利用者等の個人情報及び法人の情報について、他に漏らさない旨の誓約書の提出を求めることができる。

(ボランティア受入担当者の設置)

第12条 管理者は、ボランティア申出者に対して必要な協力を行い、施設との調整を行うために、職員の中からボランティア受入担当者を置き、この規程に基づく、受入れに関する管理者の任務を代行する。

(委任)

第13条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。